

【薬局で算定している調剤報酬点数について】

【連携強化加算】

以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しております。

○第二種協定指定医療機関の指定	
○オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保	
新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備	
	・感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施 ・個人防備具を備蓄 ・要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の取扱い ・マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制の事前準備
災害の発生時における体制の整備	
	・災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施 ・自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給体制 ・調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制 ・自治体や薬剤師会等の要請に応じ、夜間・休日等の開局時間外での調剤・在宅業務に対応できる体制

【医療情報取得加算】

オンライン資格確認システムを導入し、患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの調剤、薬学的管理指導に必要な情報を同システムで確認することにより、適切な調剤を行っております。薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており、以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。（12ヶ月に1回1点）

また、マイナンバーカード保険証の利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。
正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【調剤管理料】

患者さまやご家族から伺った服用歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画(RMP)などをもとに、薬学的分析及び評価を行い、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行います。

【服薬管理指導料】

個別に作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認し、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明と薬剤情報提供文書の提供を行っております。
さらに、薬剤交付後も、服薬状況や体調の変化について継続的な確認を行い、必要に応じて電話などによる譲許の確認と指導などを行っております。

【かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料】

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・週32時間以上の勤務
- ・当薬局1年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

【後発医薬品調剤体制加算】

厚生労働省の指導の下、後発品の調剤を積極的に行っております。

後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

加算名	後発医薬品使用割合	点数
後発医薬品調剤体制加算1	80%以上	21点
後発医薬品調剤体制加算2	85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算3	90%以上	30点

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

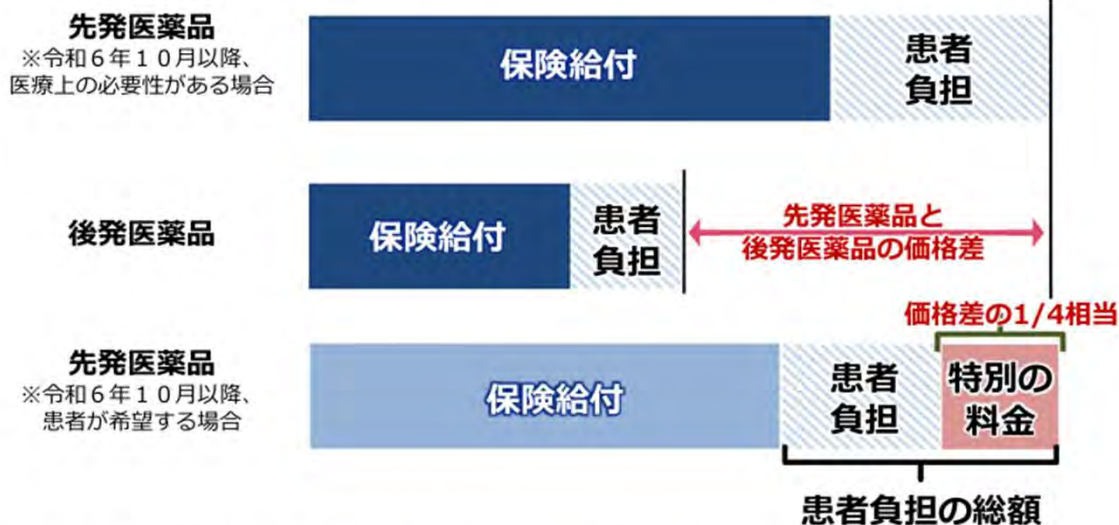
※)後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

令和6年度診療報酬改定により令和6年10月から、患者さんの希望により後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)を調剤した場合に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額4分の1に相当する金額を選定療養費(自己負担)として患者さんにご負担いただく制度です。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
 ※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
 ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
 ※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

厚生労働省作成パンフレットより引用

◎ 各加算、技術料、指導料は厚生労働省の示した施設基準を満たした薬局においてのみ、算定しております。詳細は店舗にてご確認をお願いいたします。